



## 参 考 資 料

1	気になる子どもの連絡票	……………	30
2	帯広市要保護児童対策地域協議会設置要綱	………	31
3	帯広市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱	……………	33
4	関係法令	……………	34
5	児童の権利に関する条約	……………	37

## 気になる子どもの連絡票

ふりがな		平成 年 月 日生	学校名（幼稚園・保育所など名）
児童氏名		男・女（ 歳 か月）	
住 所	〒		
■保護者の状況（氏名・続柄・年齢・職業・人柄 など）			
■家庭の状況（家庭内外の協力者／兄弟の有無／同居人 など）			
■虐待内容（誰から／いつから／頻度／どんなふうになど）		※身体的虐待の場合は、けが・あざなどの位置に×を	
		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>前</p> <p>前</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>後</p> <p>後ろ</p>  </div> </div>	
■子どもの状況（登校・登園状況／子ども自身も保護や救済を求めているかどうか など）			
■これまでの対応			

■連絡者について	
連絡者（連絡機関）名：	
住所	電話番号

連絡先	帯広市子育て支援課 〒080-0808 帯広市東 8 条南 13 丁目 1 TEL : (0155) 25-9700	帯広児童相談所 〒080-0801 帯広市東 1 条南 1 丁目 1 TEL : (0155) 22-5100
-----	--	---

※通報の際はわかる範囲で上記の情報をお伝え下さい。

## 帯広市要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置根拠及び名称)

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護又は保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（以下「要支援児童」という。）及び出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）への適切な支援を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき、帯広市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）の適切な保護及び支援を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する保護支援の内容に関する協議
- (3) 帯広市が行う個別ケース検討会議への参加
- (4) 地域支援の啓発に関する事項
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は帯広市市民福祉部長とする。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

(調整機関)

第5条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は、帯広市市民福祉部こども福祉室子育て支援課とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 協議会に関する事務の総括
  - (2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
  - (3) 児童相談所その他の関係機関等との連絡調整

(守秘義務)

第6条 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(公示)

第7条 協議会を設置したときは、次に掲げる事項を公示する。当該事項に変更があった場合も同様とする。

- (1) 要保護児童対策地域協議会を設置した旨
- (2) 要保護児童対策地域協議会の名称

- (3) 調整機関の名称
- (4) 協議会を構成する関係機関等の名称等
- (5) 前号に規定する関係機関等ごとの「国又は地方公共団体の機関」、「法人」、「その他の者」のいずれに該当するかの別  
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

区 分	構 成 員	
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	国	釧路地方務局帯広支局民事専門官
	北海道	帯広警察署生活安全課長
		十勝総合振興局保健環境部保健行政室長
		十勝総合振興局保健環境部児童相談室長
	帯広市	市民福祉部長
		市民福祉部こども福祉室長
		市民福祉部地域福祉室地域福祉課長
		市民福祉部地域福祉室市民活動課長
		市民福祉部福祉支援室障害福祉課長
		市民福祉部生活支援室生活支援第1課長
		市民福祉部生活支援室生活支援第2課長
		市民福祉部こども福祉室こども課長
		市民福祉部こども福祉室子育て支援課長
		市民福祉部健康保険室健康推進課長
教育委員会学校教育部教育総務室学校地域連携課長		
教育委員会学校教育部学校教育指導課長		
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人帯広市医師会	地域福祉部長
	社団法人十勝歯科医師会	専務理事
	社団法人私立幼稚園協会十勝支部	支部長
	社会福祉法人十勝こども家庭支援センター	主任相談員
	社会福祉法人帯広市社会福祉協議会	事務局長
その他の者 (法第25条の5第3号)	帯広人権擁護委員協議会	人権擁護委員
	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	支部長
	帯広市校長会	生徒指導担当(帯広市青少年問題協議会幹事)
	帯広私立保育園連絡協議会	会長
	帯広市生徒指導連絡協議会	会長
北海道高等学校長協会十勝支部	支部長	
上記の他市長が指名する者		

## 帯広市子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条の2の規定及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第49号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国支援拠点設置運営要綱」という。）に基づき、子ども（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及びその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）並びに妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うために市が設置する拠点（以下「支援拠点」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 支援拠点は、子ども及びその家庭並びに妊産婦を支援することにより、すべての子どもが適切な養育を受け、成長、発達、自立等を保障され、その家庭が持つ力を発揮することができるようにすることを目的とする。

### (実施主体)

第3条 支援拠点の実施主体は、帯広市とし、その主管課は、市民福祉部こども福祉室子育て支援課とする。

### (対象者)

第4条 支援拠点の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に所在するすべての子ども及びその家庭並びに妊産婦
- (2) その他福祉の向上のため、支援が適当と認められる者

### (業務内容)

第5条 支援拠点の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 国支援拠点設置運営要綱4(1)に規定する子ども家庭支援全般に係る業務
- (2) 国支援拠点設置運営要綱4(2)に規定する要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務
- (3) 国支援拠点設置運営要綱4(3)に規定する関係機関との連絡調整業務
- (4) 国支援拠点設置運営要綱4(4)に規定するその他の必要な支援に関する業務

### (職員)

第6条 支援拠点の職員は、国支援拠点設置運営要綱に基づき配置するものとする。

2 支援拠点の職員の職務及び資格等は、国支援拠点設置運営要綱に定めるとおりとする。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成30年7月6日から施行する。

# 関係法令

## 児童福祉法（一部抜粋）

昭和22年12月12日 施行

### （総則）

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

### （要保護児童の定義）

第6条の3号 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）。

### （実施機関）

第10条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

2 市町村長は、前項第3号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

3 市町村長は、第1項第3号に掲げる業務を行うに当たって、医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

4 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 前条第1項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

2 都道府県知事は、市町村の前条第1項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

3 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

### （要保護児童の保護措置等）

第25条 要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。ただし、罪を犯した満14歳以上の児童については、この限りではない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

### （要保護児童対策地域協議会）

第25条の2 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）

により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

- 2 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 4 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、1に限り要保護児童対策調整機関を指定する。
- 5 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所養育支援訪問事業を行う者その他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。
- 6 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものを置くように努めなければならない。

### （守秘義務）

第 25 条の 5 次の各号に掲げる協議会を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 1 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であつた者
- 2 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者
- 3 前2号に掲げる者以外の者 協議会を構成する者又はその職にあつた者

## 児童虐待の防止等に関する法律（一部抜粋）

平成 12 年 11 月 20 日 施行

### （目的）

第 1 条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく損害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防および早期発見その他の児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

### （児童虐待の定義）

第 2 条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前 2 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力【配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命または身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。】その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### （児童に対する虐待の禁止）

第 3 条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

### （国及び地方公共団体の責務等）

第 4 条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後 18 歳となった者に対する自立の支援を含む。第 3 項及び次条第 2 項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その

他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- 5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。
- 6 児童の親権を行うものは、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。
- 7 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭の環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

### **(児童虐待の早期発見等)**

第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

### **(児童虐待に係る通告)**

第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

- 2 前項に規定による通告は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

第7条 市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所が前条第1項の規定による通告を受けた場合においては、当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### **(通告又は送致を受けた場合の措置)**

第8条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第6条第1項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

- 一 児童福祉法第25条の7第1項第1号若しくは第2項第1号又は第25条の8第1号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。
- 二 当該児童のうち次条第1項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第9条第項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

### **(立入調査等)**

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。



### (警察署長に対する援助要請等)

第10条 児童相談所長は、第8条第2項の児童の安全の確認又は一時保護を行おうとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が、第9条第1項の規定による立入り及び調査若しくは質問をさせ、又は臨検等をさせよとする場合についても、同様とする。

## 児童の権利に関する条約

世界には貧しさや飢えや戦争あるいは虐待などで苦しんでいる子どもがたくさんいます。このような現実を目を向けた世界の国々は、1989（平成元）年に、国際連合の総会で「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を採択しました。

日本では、子どもの人権尊重への取り組みを強めることと、子どもの人権尊重を世界各国と協力していくことをさらに推し進めていくために、1994（平成6）年4月にこの条約を批准しました。

### 条約の主な内容

- 1 18歳未満のすべての子どもを対象とします。
- 2 子どもが人種、性、出身などで差別されてはいけません。
- 3 子どもの成長のために何がもっとも大切かを考慮しましょう。
- 4 両親は子どもを守り、指導する責任があります。
- 5 両親の意思に反して、子どもを両親から引き離してはいけません。
- 6 子どもが、自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきです。しかし、そのためには、子どももほかのみんなの事をよく考え、道徳を守っていくことが必要です。
- 7 子どもは、暴力や虐待といった、不当な扱いから守られるべきです。
- 8 家族を失ったり、難民となった子どもに保護と援助が与えられるべきです。
- 9 身体などが不自由な子どもには、特別な擁護が与えられるべきです。
- 10 子どもの健康を守るための医療サービスが与えられるべきです。
- 11 子どもは教育を受けることが認められるべきです。
- 12 子どもは遊びやレクリエーションを行い、文化・芸術活動に参加することが認められるべきです。
- 13 子どもが、法律に反して自由を奪われたり、正しい裁判なしに罪を犯したと認められることがあってはいけません。
- 14 この条約の内容を、大人にも子どもにも広く知らせなければなりません。